

農 林 水 産

財務省

2021年10月20日

1. 米政策のあり方について

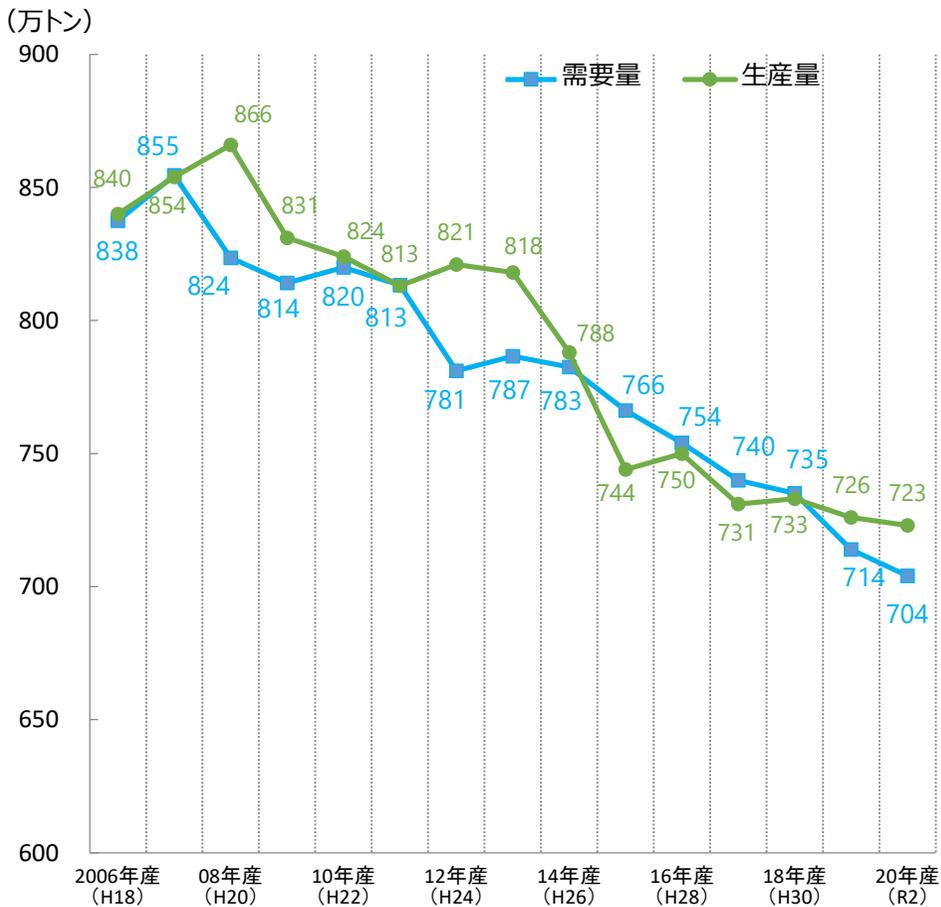
2. 農地の集積・集約による生産性の向上について

3. 農林水産物・食品の輸出拡大について

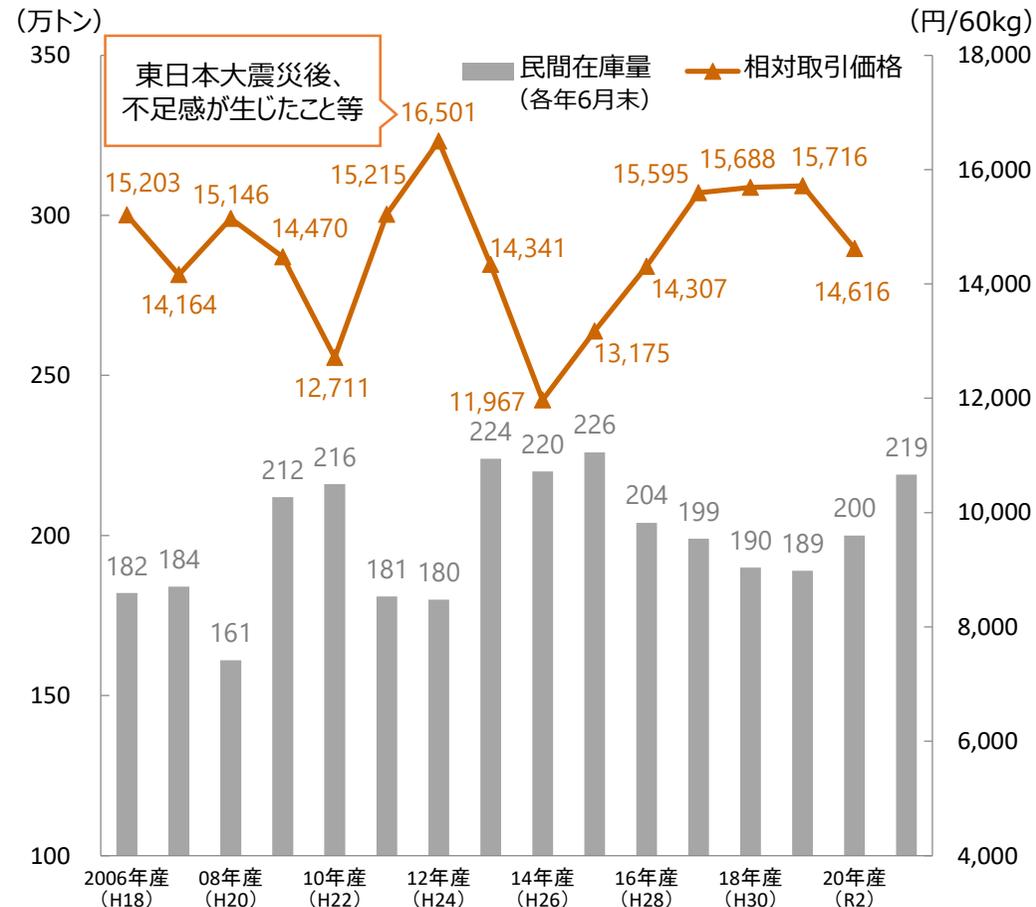
主食用米の需要と価格動向

- 主食用米の需要は、食生活の変化や少子高齢化等により中長期的に減少傾向。最近は需要減少が加速化（▲10万トン/年）。これに合わせて、生産量を減少させている。
- 主食用米の価格は、需給状況を反映した民間在庫量に大きく影響を受け、在庫量増加時には価格下落、在庫減少時には価格上昇を伴っていることが見て取れる。

1. 主食用米の需要量と生産量の推移



2. 主食用米の相対取引価格と民間在庫量の推移



(出所) 農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

(注) 相対取引価格は、出回り～翌年10月（2020年産は2021年8月）までの相対取引価格の平均値であり、銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

転作助成金による主食用米の生産抑制

- 主食用米の価格の安定を目的として、国が、2003年（平成15年）までは転作面積を、2004年（平成16年）から2017年（平成29年）までは生産数量目標をそれぞれ配分してきた。2018年（平成30年）からは、国による生産数量目標の配分は行わず、農業者の経営判断によることとされている。
- 他方、2018年（平成30年）以降も「水田活用の直接支払交付金」による転作作物への作付に対する助成が続いており、生産抑制支援が行われている。

1. 米の転作助成金

● 水田活用の直接支払交付金（2021年（R3）当初予算額 3,050億円）

国が全国共通の単価を設定する枠 （戦略作物助成）

対象作物	交付単価
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5～10.5万円/10a (標準単収で8.0万円)
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a

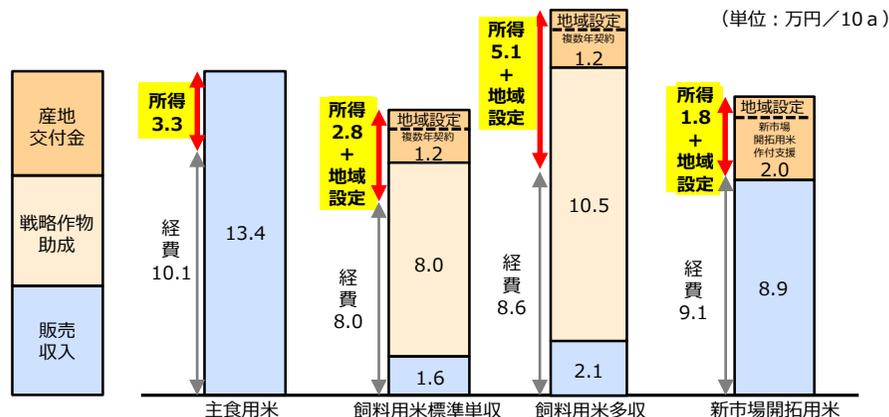
(注) WCS用稲 (Whole Crop Silage、稲発酵粗飼料) とは、稲の実と茎葉を一体的に収穫し、発酵させた牛の飼料。

地域ごとに単価を設定できる枠 （産地交付金）

国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県等が交付対象作物・交付単価等を設定。
さらに、野菜、果樹等の高収益作物等の拡大面積部分については資金枠を加算。

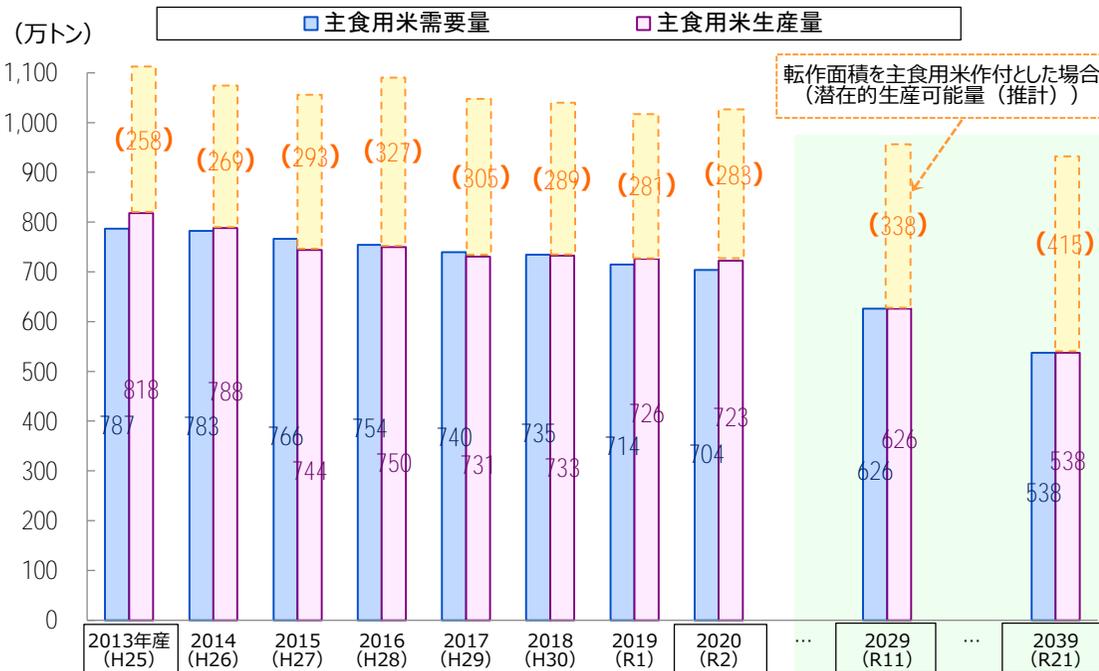
対象作物・取組内容	交付単価
飼料用米・米粉用米の複数年契約	1.2万円/10a
新市場開拓用米（輸出用米を含む）の作付け	2.0万円/10a

2. 水田における主食用米等の所得（イメージ）



(出所) 農林水産省「経営所得安定対策等の概要（令和3年度版）」

3. 主食用米の需給の動向及び潜在的生産可能量（推計）



(出所) 農林水産省「米をめぐる状況について」

(注1) 2013～2020年産までの潜在的生産可能量は、主食用米の10a当たり収量（農林水産省「作物統計（作況調査）」）を基に、「水田活用の直接支払交付金」の交付対象面積において全て主食用米を作付けした場合の生産可能量を機械的に推計。

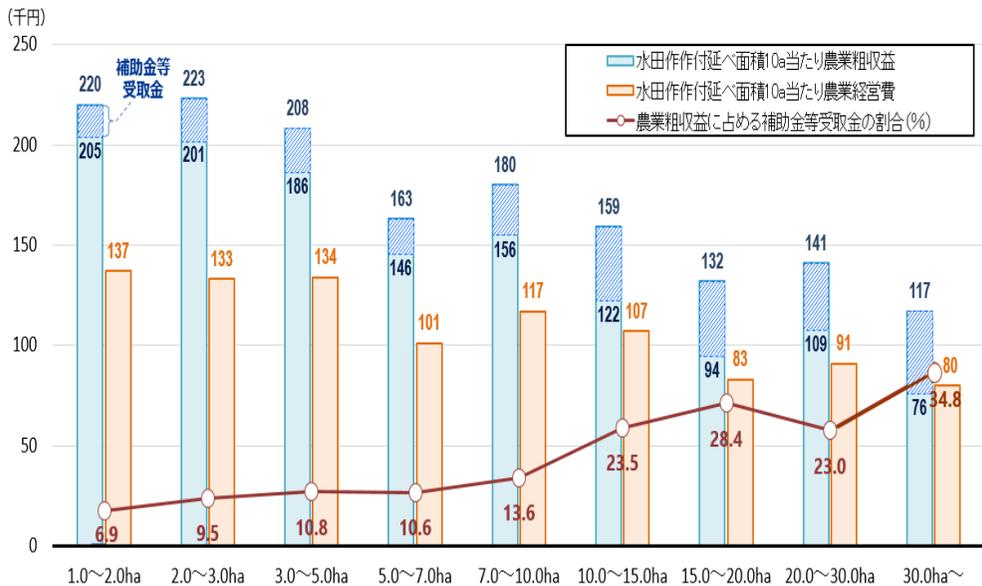
(注2) 2029年産及び2039年産の主食用米の需要量は、2020年産以降も近年（1996～2019年産まで）のすう勢（減少割合）が続くと仮定して機械的に推計。また、2029年産及び2039年産の主食用米の生産量は、需要量と同量として仮置き。

(注3) 2029年産及び2039年産の潜在的生産可能量は、2020年産以降の主食用米の作付面積及び生産量（推計）の割合を基に、「水田活用の直接支払交付金」（うち戦略作物助成）の交付対象面積において全て主食用米を作付けした場合の生産可能量を機械的に推計。

水田作経営における大規模経営体の収益性

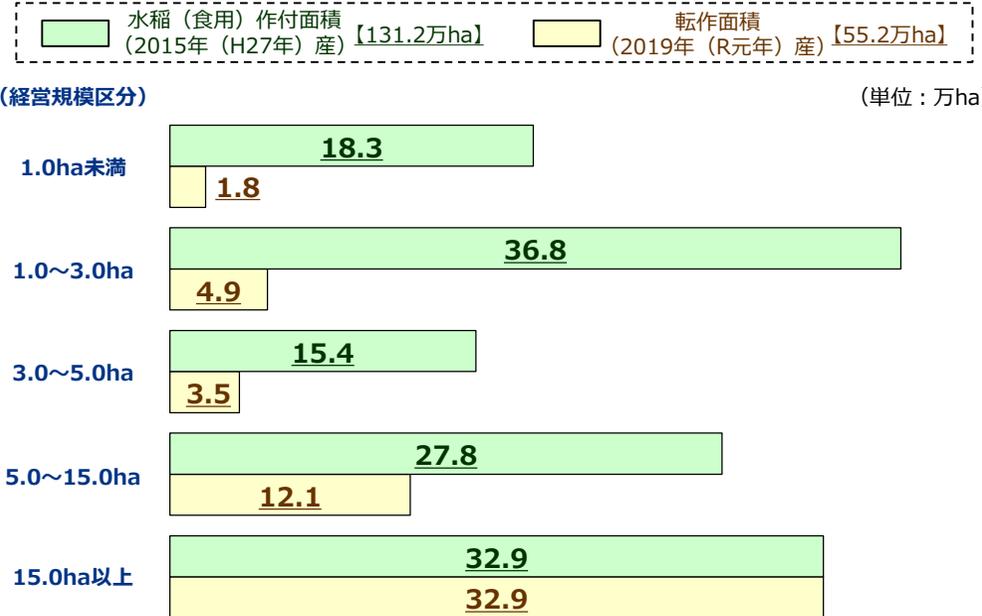
- これまでの米の生産抑制を背景として、水田作経営については、今後の農業の成長産業化を担うべき大規模経営体の収益性や生産性は必ずしも十分とは言えないものとなっている。
- 経営規模が大きくなるにつれて、単位面積当たりの農業粗収益が低減する一方で、農業粗収益に占める補助金の割合が増加している。その背景として、水田の転作地の大半が収益性が低く補助金交付の多い転作作物に充てられるとともに、その交付対象面積について、大規模経営体が大きな割合を占めている点が挙げられる。
- 今後、水田農業全体の生産性を高めていくために、より収益性の高い作物への作付けを促していく必要。

水田作経営（主業）における農業粗収益及び農業経営費（水田作作付延べ面積規模別）



(出所) 農林水産省「農業経営統計調査 2018年（平成30年） 営農類型別経営統計（個別経営）」

経営規模別の主食用米作付面積及び転作面積の状況（イメージ）

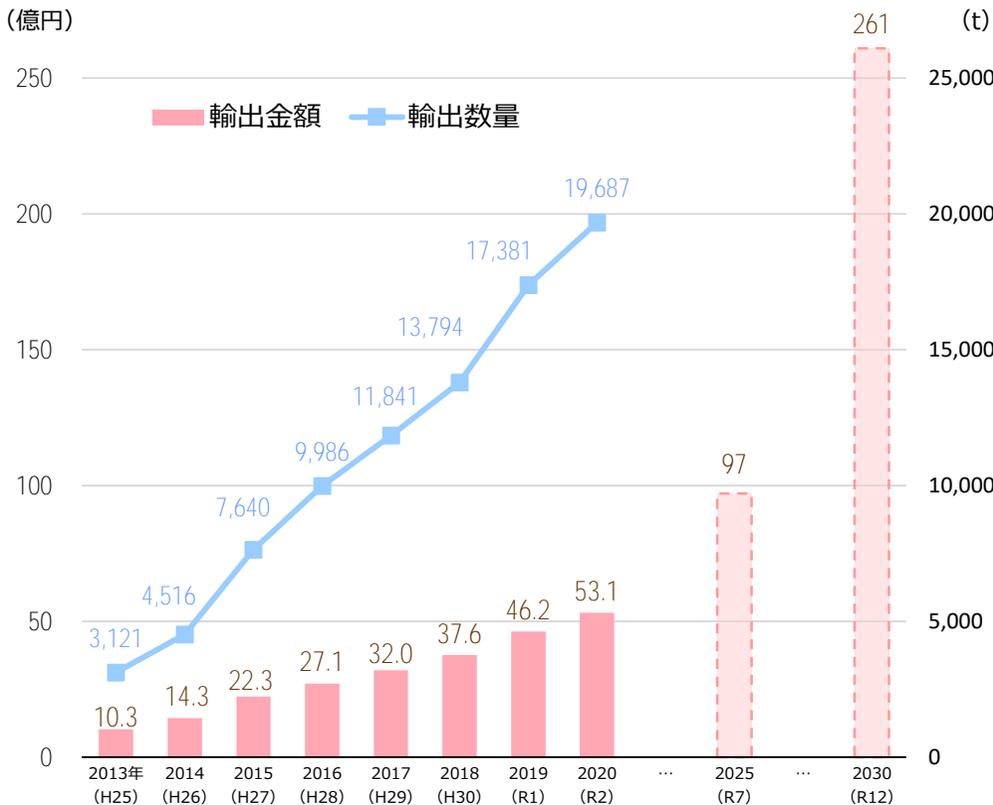


(出所) 水稲（食用）作付面積：農林水産省「2015年農林業センサス」、転作面積：農林水産省調べ
 (注1) 「水稲（食用）作付面積」は、組織経営体及び販売農家において食用に供すること（主食用、加工用及び米粉用）、かつ販売することを目的に作付けした面積の数値。
 (注2) 「転作面積」は、経営規模区分は「水田活用の直接支払交付金」（うち戦略作物助成）交付対象者の主食用米及び戦略作物の作付面積全体の数値であり、面積は当該交付対象者の戦略作物の作付面積全体の数値（二毛作（麦・大豆・飼料作物）を含む）。

米の輸出の現状

- 今後、我が国の人口減少は避けられない中で、水田農業の生産性や収益性を高めていくためには、国内外における新市場開拓が必要。
- 近年、米の輸出が増加基調にあるが、2020年（令和2年）の輸出量は約2万トンであり、国内の主食用米生産量のわずか0.3%程度にとどまっている。
- 今後、米そのものの輸出を増やすことはもちろん、米菓、日本酒、パックご飯など様々な用途を含めて米の輸出を増加させていく必要。

1. 米（援助米を除く）の輸出実績・目標



2. コメ・コメ加工品の輸出実績

品目名		2017年	2018年	2019年	2020年
コメ・コメ加工品	数量 (原料米換算)	28,668トン	32,202トン	35,505トン	36,442トン
	金額	264億円	309億円	329億円	347億円
コメ (援助米を除く)	数量	11,841トン	13,794トン	17,381トン	19,687トン
	金額	32億円	38億円	46億円	53億円
米菓 (あられ・せんべい)	原料米換算	3,272トン	3,445トン	3,428トン	3,589トン
	金額	42億円	44億円	43億円	45億円
日本酒 (清酒)	原料米換算	13,227トン	14,502トン	14,041トン	12,257トン
	金額	187億円	222億円	234億円	241億円
パックご飯等	原料米換算	329トン	461トン	509トン	601トン
	金額	3億円	5億円	5億円	7億円

(出所) 財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
2025年及び2030年の値は、農林水産物・食品輸出本部資料

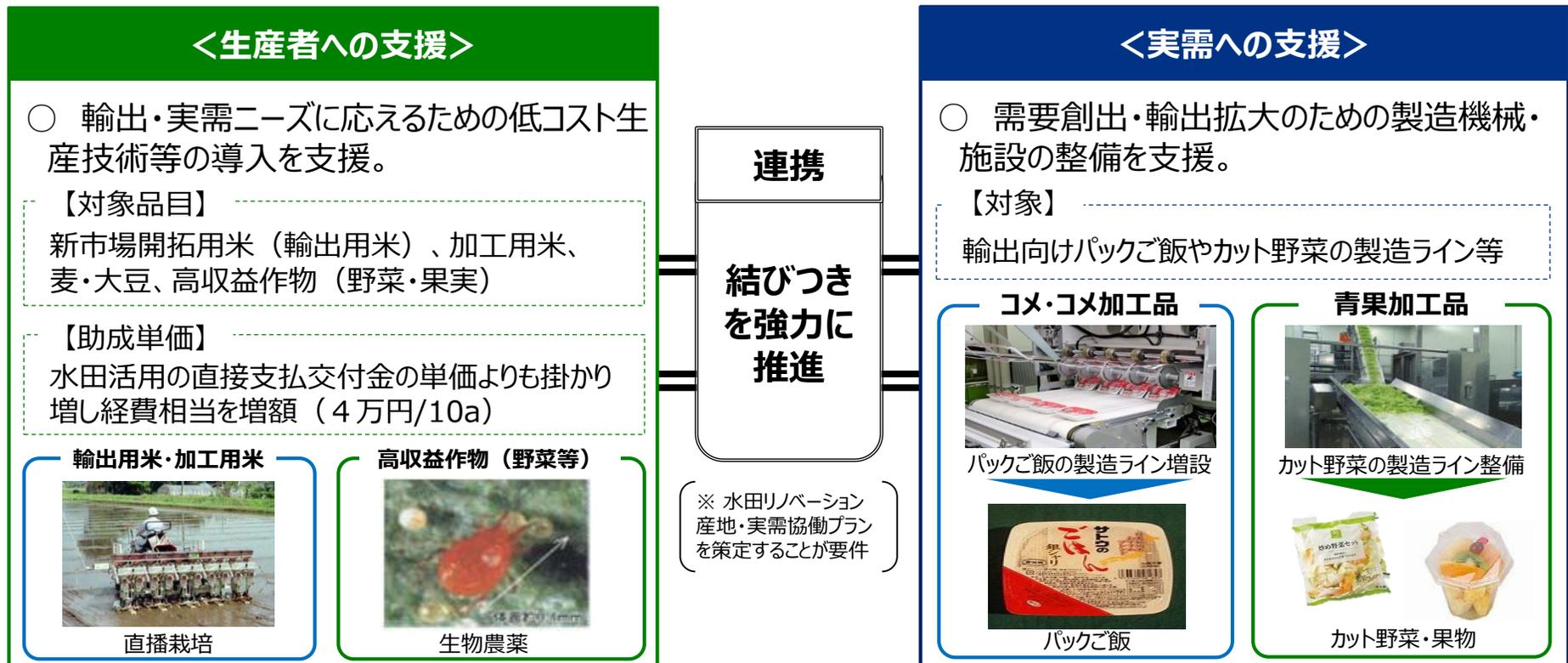
(出所) 財務省「貿易統計（政府による食糧援助を除く）」を基に農林水産省作成
(注) 数量1トン未満、金額20万円未満は計上されていない。パックご飯等は2017年より貿易統計にて輸出実績を集計・公表。

水田リノベーション事業を活用した米の輸出や高収益作物への転換支援

- 輸出用米や高収益作物（野菜・果実等）等の作付を推進するため、これまでの「水田活用の直接支払交付金」に加えて、2020年度（令和2年度）第3次補正予算において、水田農業の生産性向上へ向けた取組への支援を拡充（「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」）。
- 当該事業を活用して、産地と実需者が連携し、実需者ニーズに応じた価格・品質等で生産するために必要となる低コスト生産等を支援するとともに、需要創出や輸出拡大のための製造機械・施設の整備を支援。

● 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（2020年（R2）第3次補正予算額 290億円）

水田リノベーション産地・実需協働プラン（産地と実需者が連携し、必要な生産対策や需要創出に向けた目標等を盛り込んだ計画）に参画する生産者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等で生産するために必要となる低コスト生産等に対し、取組面積に応じて支援。併せて、実需に対し、需要創出・輸出拡大のための製造機械・施設の整備を支援。



令和3年度における転作面積の見込み

- 水田リノベーション事業を活用したが、実際の令和3年度の転作面積の見込みを見ると、新市場開拓用米（輸出用米）や高収益作物（野菜・果実等）等への転作面積の増加はわずか。
- こうした状況を踏まえ、今後は当該事業の実際の効果を高め、水田農業の生産性や収益性を高められるよう、生産者や流通の実態に応じた更なる工夫が求められる。

	R2年度の転作面積 (万ha)	R3年度の転作面積の見込み (万ha)
麦	9.8	10.2
大豆	8.5	8.5
飼料作物	7.3	7.3
飼料用米	7.1	11.6
米粉用米	0.6	0.8
WCS用稲	4.3	4.4
加工用米	4.5	4.8
新市場開拓用米	0.6	0.7
そば・なたね	2.9	2.9
高収益作物等	7.1	(7.5)
(参考) 主食用米	136.6	130.3

(出所) 農林水産省調べ

(注1) 高収益作物（野菜、花き・花木、果樹、その他）は、水田活用の直接支払交付金における転換作物拡大計画の集計面積であり、R3年産については現時点における計画値。

(注2) WCS用稲（Whole Crop Silage、稲発酵粗飼料）とは、稲の実と茎葉を一体的に収穫し、発酵させた牛の飼料。

米の輸出の促進に向けた取組①

- 北海道東川町は、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づく米の輸出産地に指定されており、地域を挙げて輸出用米の増産に取り組んでいる。2020年度（令和2年度）には約43トンの輸出実績があったが、4年後までに6か国を加えて10倍以上の約500トンまで増加させる目標を立てている。
- (株)クボタは、米輸出の拡大に向けた商社機能を充実するため、輸出先国において現地法人を設立するとともに、現地に玄米保冷倉庫や精米工場を設置。日本から保冷コンテナを活用した玄米輸送を行うことで、輸送中の品質劣化を防止している。

1. 北海道東川町グローバル産地化計画

【グローバル産地への道のり（輸出先10か国）】



上記6か国への米の輸出を2024年（令和6年）までに実施

【2020年（令和2年度）米の輸出実績】

輸出国	輸出数量（トン）
ロシア・台湾・中国	43.4



【2024年（令和6年度）米の輸出目標】

輸出国	輸出数量（トン）
ロシア・台湾・中国・香港・ウズベキスタン・シンガポール タイ・ブラジル・イギリス・アメリカ	501.2

2. (株)クボタの日本産米輸出実績

香港工場



シンガポール工場



自社玄米保冷倉庫
日本品質の確保

高温多湿のアジアでは、年間を通して玄米も自社保冷倉庫で保管。日本からの玄米輸送は保冷コンテナを使用し、輸送中の品質劣化を防止。日本国内と同じ条件で保管することで、日本品質を実現。

	クボタの日本産米の輸出量（トン）			
	香港	シンガポール	モンゴル	全体
2011年	0	0	0	0
2015年	830	720	134	1,684
2020年	1,867	1,836	324	4,027

（出所）(株)クボタ「日本産米輸出事業説明資料」

米の輸出の促進に向けた取組②

- 茨城県の農業法人である百笑市場は、生産者所得を確保しつつ、海外需要者が求める価格競争力のある米の供給を実現すべく、良食味の多収品種を導入。
- 一方で、日本の主食用米の単収は、生産抑制を背景に、長らく530kg/10a前後で横ばい状態であり、他国に遅れを取っている。輸出向けの米については、多収品種を活用することで価格競争力を高めることも重要ではないか。

1. 百笑市場（茨城県）の取組

- 海外需要者が求める価格競争力のある米の供給と、生産者所得確保の両立を図るため、良食味多収品種（ハイブリットとうごう3号等）を導入。単収は720kg/10a程度となり、国内の主食用米生産者買取価格から3割程度の価格低減を実現。

2. 水稻10a当たり収量の年次別推移（玄米重量）



(出所) 農林水産省「作物統計」を基に作成

(注) 10a当たり収量は、1.70mmのふるい目幅で選別された玄米の重量である。

3. 世界のコメの単収ランキング（粳米重量）

順位	1969年 (kg/10a)		2019年 (kg/10a)	
	国名	単収	国名	単収
1位	豪州	758.29	豪州	965.92
2位	ペルトリコ	668.45	エジプト	868.27
3位	スペイン	618.69	米国	846.98
4位	日本	567.26	ウルグアイ	817.52
5位	モロッコ	538.15	タジキスタン	801.37
6位	ケニア	523.08	トルコ	798.45
7位	エジプト	508.40	ペルー	770.84
8位	ギリシャ	496.30	モロッコ	769.79
9位	米国	496.17	ギリシャ	766.73
10位	イタリア	481.67	スペイン	763.44
⋮				
13位			日本	686.37

(出所) FAO「FAOSTAT」を基に作成

(注) 計数は、当該年を含む直近3か年の平均値。

1. 米政策のあり方について

2. 農地の集積・集約による生産性の向上について

3. 農林水産物・食品の輸出拡大について

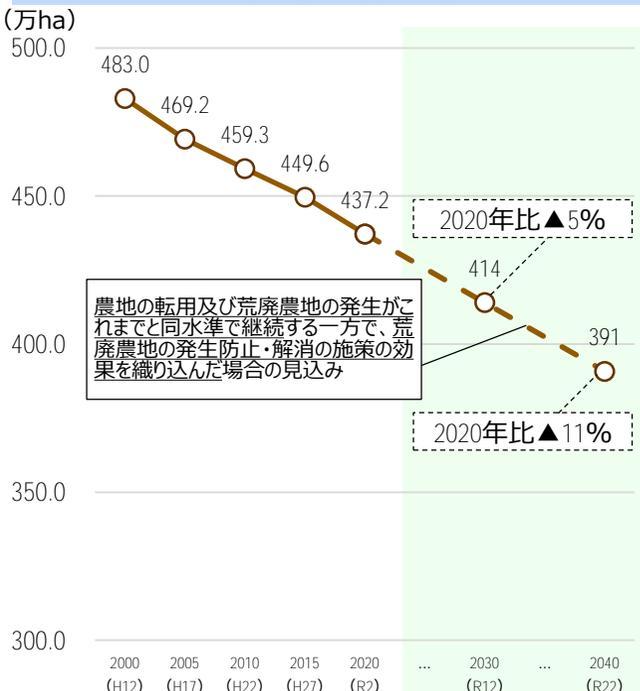
農地面積・農業人口の減少と農地集積・集約の必要性

- 農地については、足もとで437万haとなっているが、農林水産省の試算を踏まえれば、荒廃農地の発生抑制等の取組を続ける前提でそのすう勢を機械的に延伸すると、10年後には5%減少、20年後には11%減少する見通し。
- 一方、基幹的農業従事者数で見ると、足もとの136万人に対し、そのすう勢を機械的に延伸すると、10年後には44%減少、20年後には69%減少する見通し。

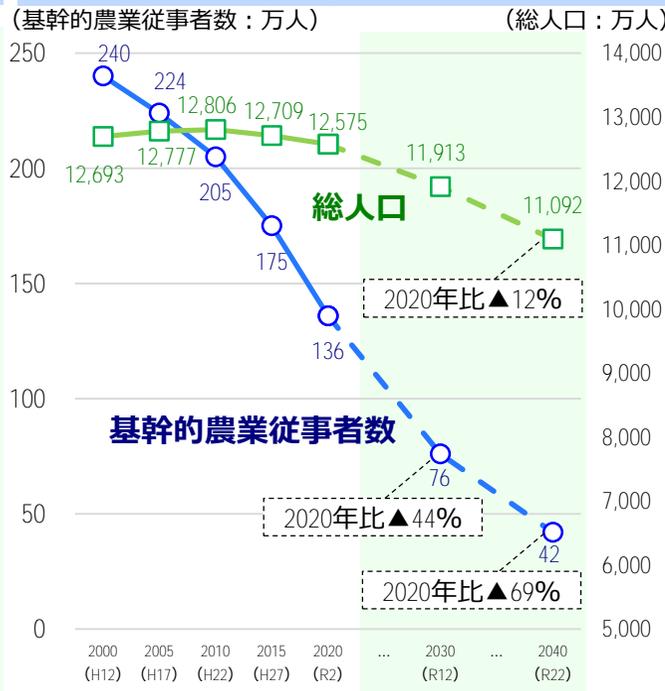
(注)「基幹的農業従事者」とは、自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

- 基幹的農業従事者1人当たりで見れば、10年後には概ね2倍、20年後には概ね3倍の農地の集積を達成していることが必要となる。農地の集積は、個々の農業従事者の生産性向上に加え、我が国農地の適正管理からも重要。

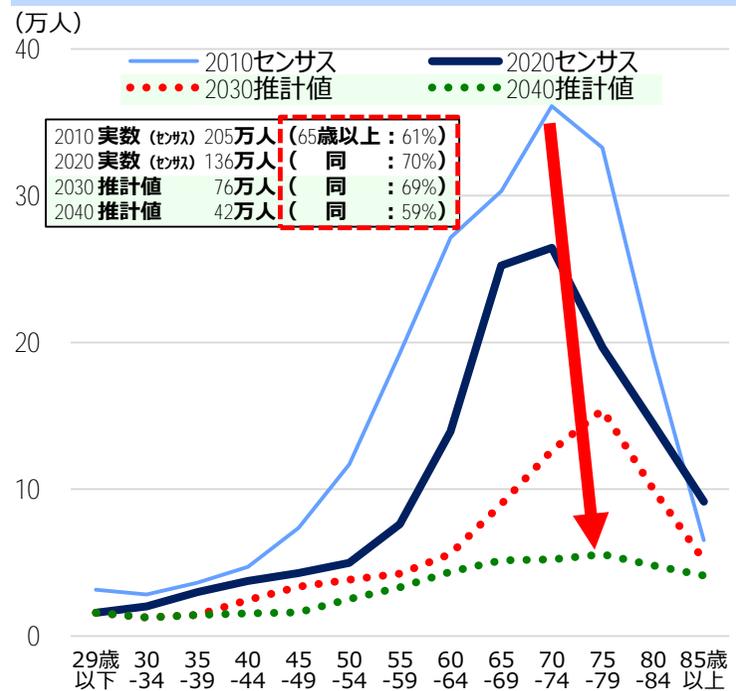
1. 農地面積の減少



2. 基幹的農業従事者数の減少



3. 年齢階層別基幹的農業従事者数の推移及び将来推計



(出所) 農林水産省「耕地及び作付面積統計」、2030年の数値は、農林水産省「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に関する参考資料「農地の見直しと確保」

(注) 2040年の数値は、2031年以降も2020～2030年までのすう勢（減少割合）が続くものと仮定して財務省において機械的に推計。

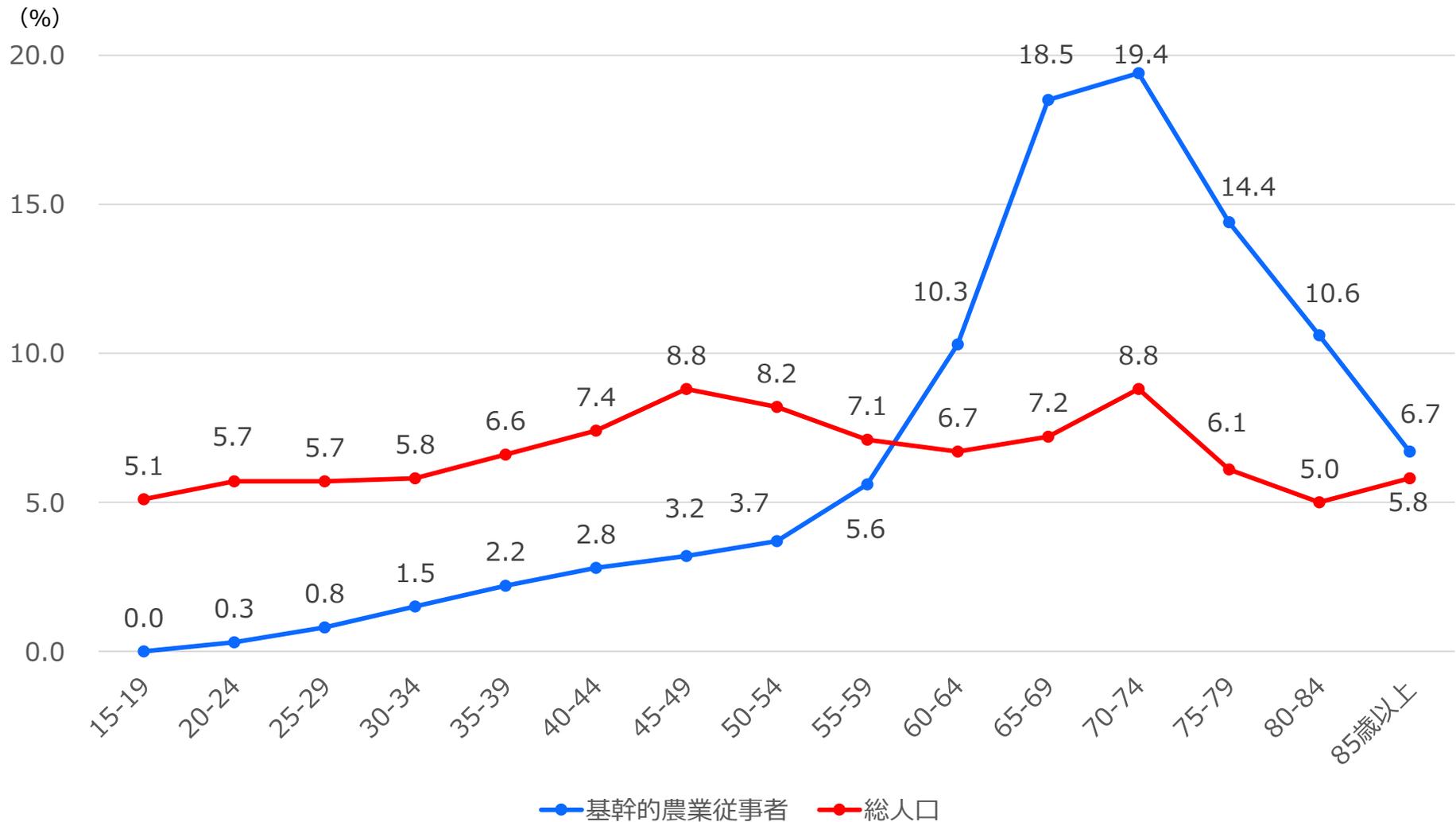
(出所) 基幹的農業従事者数：農林水産省「農業センサス」を基に、財務省において独自に推計

2015年までの総人口：総務省「国勢調査（各年10月1日現在）」、2020年総人口：総務省「人口推計（2020年9月1日現在（確定値）」、2030年以降の総人口：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017年推計）（出生中位・死亡中位）」

(注)「基幹的農業従事者数」の将来推計における主な前提は以下のとおり。

- ・29歳以下は、「2020年農業センサス」の数値を将来にわたって横置き。
- ・30歳以上の増減割合は、5歳単位毎にそれぞれ2015～2020年の増減割合で推移すると仮定。

基幹的農業従事者と総人口の年齢階層別の構成（参考）



(出所) 基幹的農業従事者：農林水産省「2020農林業センサス（確定値）」
 総人口：総務省「人口推計（2021年8月1日現在（概数値）」）
 (注) 総人口は、基幹的農業従事者と年齢幅を合わせるため、15歳未満の人数は含んでいない。

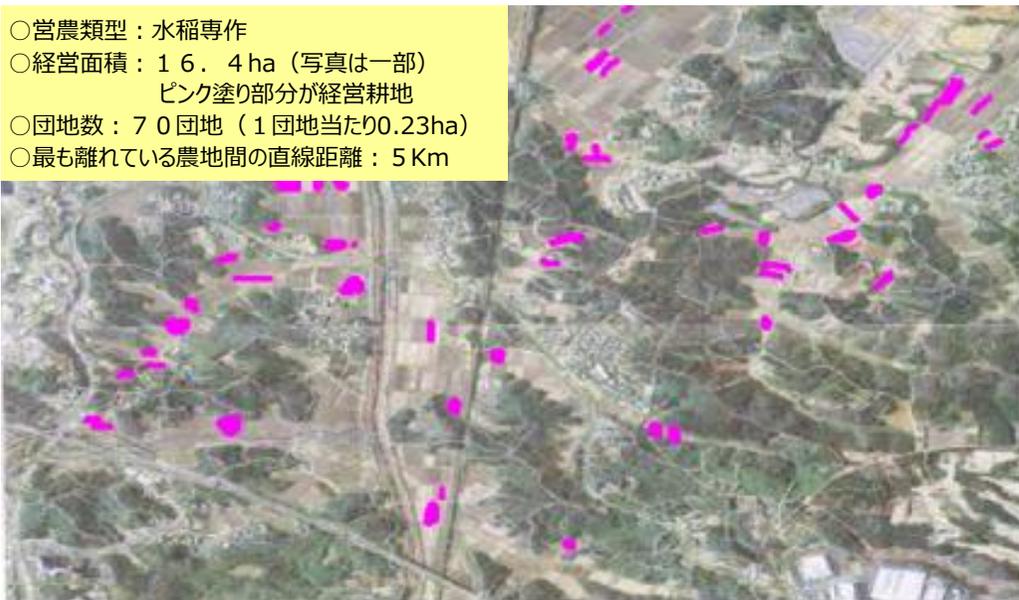
農地の分散の状況と農地集約の必要性

- 1 経営体当たりの耕地面積が増加（集積）したとしても、それら農地が分散している状況からまとまった形となること（集約）が進んでおらず、非効率な営農となっている点が指摘されている。
- 加えて、このように農地が分散していることから、担い手によるこれ以上の農地引受けが困難とする声も多い。
- 今後さらに農業人口の減少が進む中で、荒廃農地の発生を抑制し、さらなる農地集積を進めるとともに、農地の生産性を高めていくために、分散している農地の集約度を高めることが不可欠。

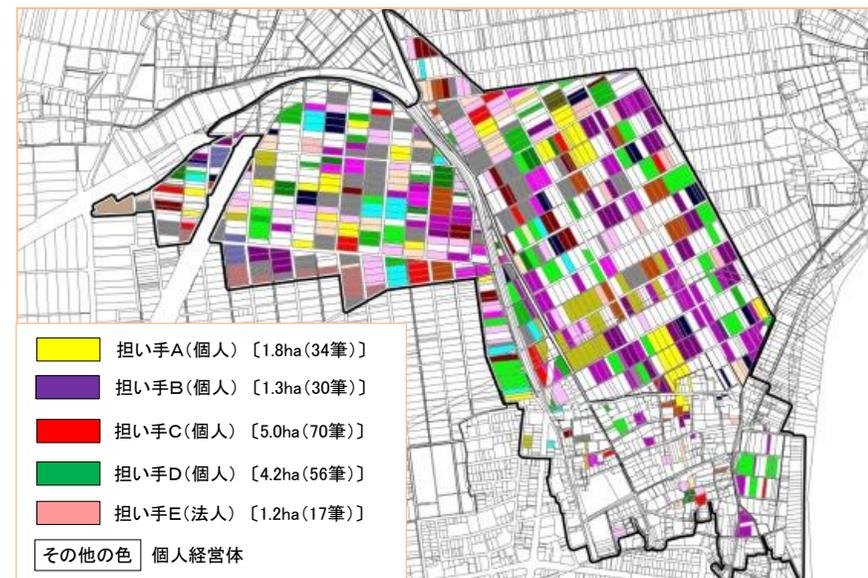
非集約型の農地集積による非効率な営農

○ T県N市A認定農業者の事例

- 営農類型：水稻専作
- 経営面積：16.4ha（写真は一部）
ピンク塗り部分が経営耕地
- 団地数：70団地（1団地当たり0.23ha）
- 最も離れている農地間の直線距離：5Km



○ N県N市M地区の事例



担い手への農地の集積状況（参考）

1. 経営規模の変化（経営耕地面積の内訳：経営規模別）

<<ここ20年で割合減>> ← → <<ここ20年で割合増>>

（単位：万ha）

区分	1.0ha未満	1.0～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0～10.0ha	10.0～20.0ha	20.0～30.0ha	30.0～50.0ha	50.0～100.0ha	100.0～150.0ha	150.0ha以上	合計
2000年	77.8 (20.8%)	126.1 (33.8%)		39.3 (10.5%)	32.6 (8.7%)	97.6 (26.1%)						373.4 (100.0%)
2020年	30.3 (9.4%)	55.6 (17.2%)		25.7 (7.9%)	32.9 (10.2%)	178.8 (55.3%)						323.3 (100.0%)
		33.8 (10.5%)	21.7 (6.7%)			35.4 (11.0%)	26.2 (8.1%)	38.1 (11.8%)	43.3 (13.4%)	13.6 (4.2%)	22.3 (6.9%)	

（出所）農林水産省「農林業センサス」

（注1）「経営耕地面積」とは、農業経営体（2000年は販売農家）が経営する耕地をいう。「農業経営体」とは、①経営耕地面積（所有・貸付・耕作放棄+借入）が30a以上のもの、②過去一年間における農産物販売金額が50万円以上か、販売金額50万円以上に相当するとみられる規模以上（肥育牛飼養頭数1頭以上、露地野菜作付面積15a以上など）の農業を行うもの、③受託して農作業を行うもの（世帯、法人、任意組織）をいう。

（注2）表中の括弧書きは、経営耕地の合計面積における経営規模区分毎の面積の割合である。

2. 専ら農業を営む者への農地の集積（経営耕地面積及び農業経営体数の内訳：主体別）

（単位：万ha、万経営体）

2010年	組織経営体+主業農家 217.8 (60.0%)		準主業農家+副業的農家等 145.3 (40.0%)	363.2万ha
	39.1 (23.3%)	128.8 (76.7%)		167.9万経営体
2020年	216.0 (66.3%)		109.6 (33.7%)	325.7万ha
	26.9 (25.0%)	80.7 (75.0%)		107.6万経営体

用語：「組織経営体」とは、農業経営体のうち家族経営体（個人経営体（農家））に該当しない者をいう。

「主業農家」とは、農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

「準主業農家」とは、農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

「副業的農家」とは、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

（出所）農林水産省「農林業センサス（組替集計）」（2020年は概数値）

（注1）「副業的農家等」には、副業的農家、自給的農家及び農業サービスのみを行う世帯等を含む。

（注2）表中の括弧書きは、経営耕地の合計面積及び全農業経営体数における主体区分毎の面積及び経営体数の割合である。

（注3）2020年は「団体経営体+主業経営体」及び「準主業経営体+副業経営体」の数値である。

スマート農業と農地面積の規模

- 現在、スマート農業を加速化させるための実証プロジェクトを実施し、生産から出荷までの先端技術の活用事例を増やしているところ。
- 実証結果により判明したこととして、スマート農業の導入によるコストをペイさせ、経済的に成り立たせるためには、一定規模以上の農地面積が必要である点が挙げられる。スマート農業の活用範囲を広げ、生産性を向上させるためにも、農地の更なる集積・集約等が必要。

スマート農業加速化実証プロジェクトのイメージ

生産から出荷までの先端技術の例

経営管理

耕起・整地

移植・直播



経営管理システム

自動走行トラクター

自動運転田植機

水管理

栽培管理

収穫



自動水管理システム

ドローンを活用した
リモートセンシング

収穫コンバインによる
適切な栽培管理

試算事例

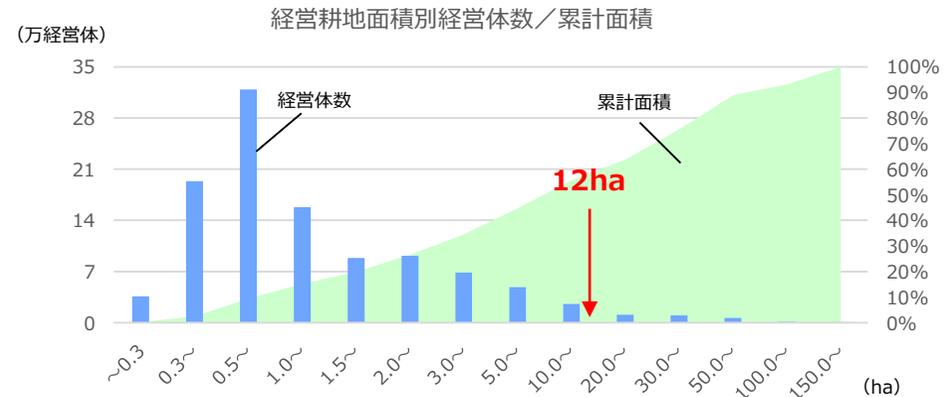
自動操舵システム

自動操舵システムを用いることにより、非熟練者も熟練者と同等のパフォーマンスを発揮することが可能

- (導入前)
 - ・慣行の農機を熟練者 1 名が運用
- (導入後)
 - ・自動操舵システムをトラクタ、田植機、コンバインに後付け
 - ・熟練者 (常雇) の高齢化によるリタイアに伴い、新人を採用し、人件費を34%削減

自動操舵システムの償却には
約12ha以上の面積が必要

$$\begin{aligned} \text{人件費削減額} &= \text{オペレーター雇用時 (8,915円/10a)} - \text{機械作業補助者雇用時 (5,848円/10a)} = 3,067\text{円/10a} \\ \text{自動操舵システムの年間償却費} &= 357,143\text{円} \div \text{人件費削減額 (3,067円/10a)} = \underline{11.6 \text{ (ha)}} \end{aligned}$$



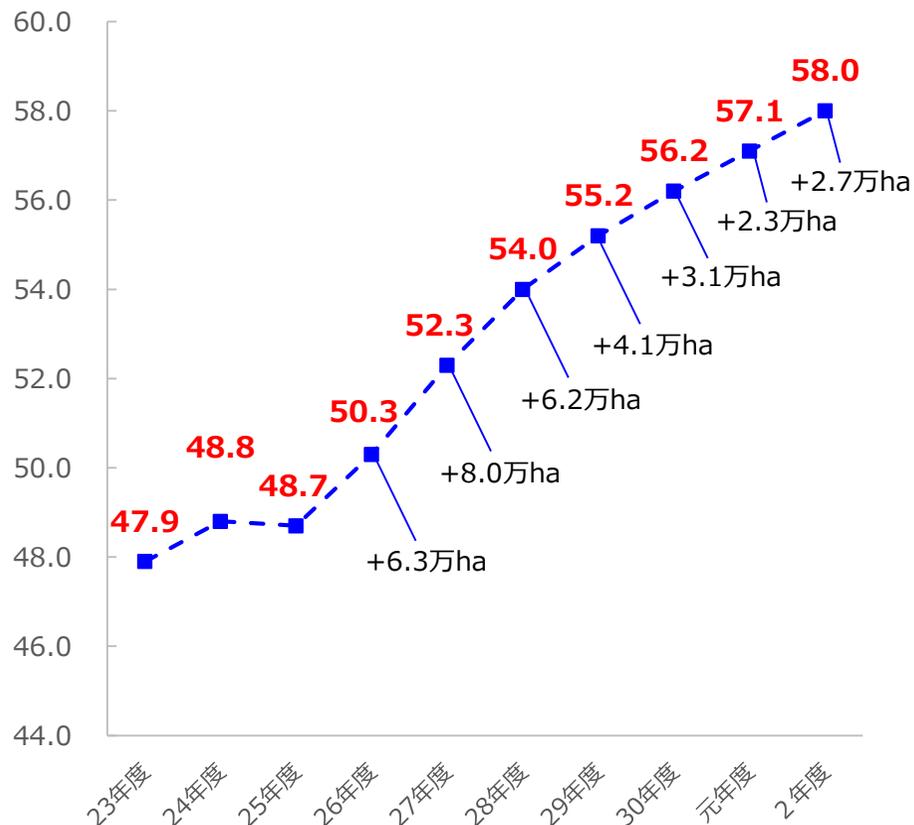
(出所) 農林水産省「2020農林業センサス(確定値)」

農地バンクによる農地の集積・集約の促進

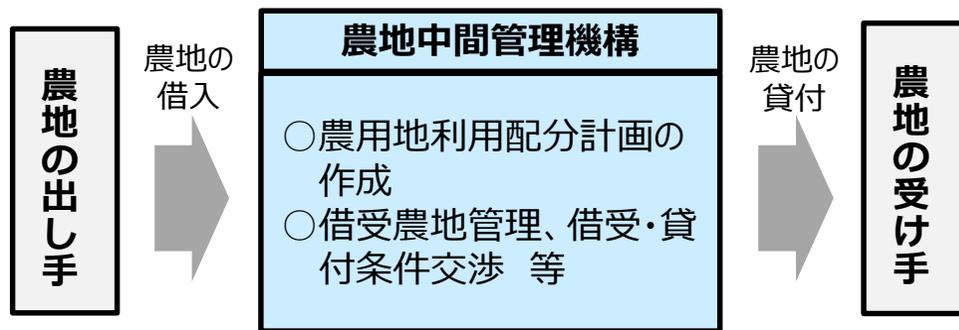
○ 農地中間管理機構（農地バンク）の創設（平成26年）以来、農地の集積が一定程度進んできたが、近年は集積スピードの鈍化も見られる。担い手への農地集積8割目標へ向けて、更なる農地の集積・集約を進める必要。

1. 全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア

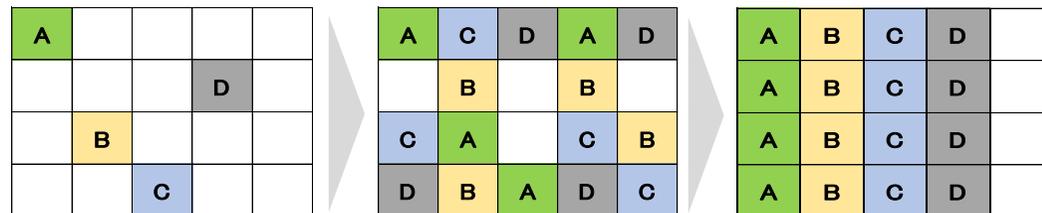
(単位：%)



2. 農地中間管理機構による農地の集積・集約化



3. 集積・集約のイメージ



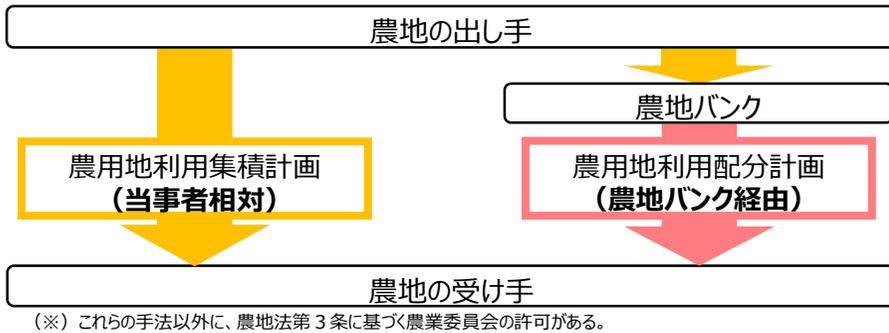
農地の集積
(担い手への集中)

農地の集約
(まとまった生産)

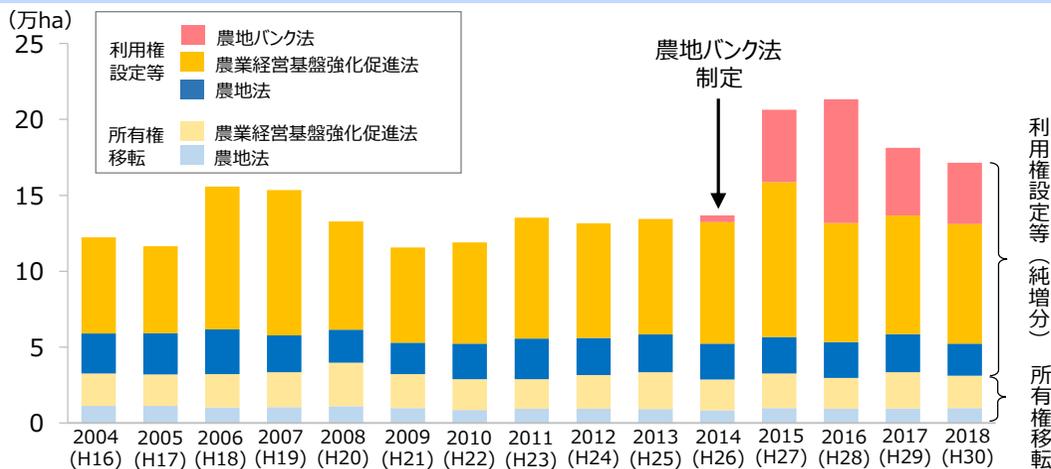
農地バンクの課題①

- 農地バンクを通じた農地の集積・集約が鈍化している背景として、農地バンクを通さずに、従来通りに地域内の当事者同士の相対取引による農地貸借が多く行われていることが挙げられる。農地の計画的な集約を促進するためにも、今後はより農地バンクを通じた貸借へ移行していく必要。
- また、地域の農業の将来的なあり方を明確化するための「人・農地プラン」についても、その実質化が十分に進んでいるとは言えない。今後は、将来的に農地をどのように担い手へ集積・集約化を進めるかについての具体的な「目標地図」を作成し、地域で一丸となった農地の集積・集約を進める必要。

1. 農地の貸借を促進する主な手法



2. 農地の権利移動面積 (フロー)



3. 人・農地プランの実質化

- 「人・農地プラン」とは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。
- 「人・農地プラン」を真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、現状把握とともに、今後地域の中心となる経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成することにより、人・農地プランの実質化を図る。

4. 人・農地プランの実質化の取組状況 (2019年度末)

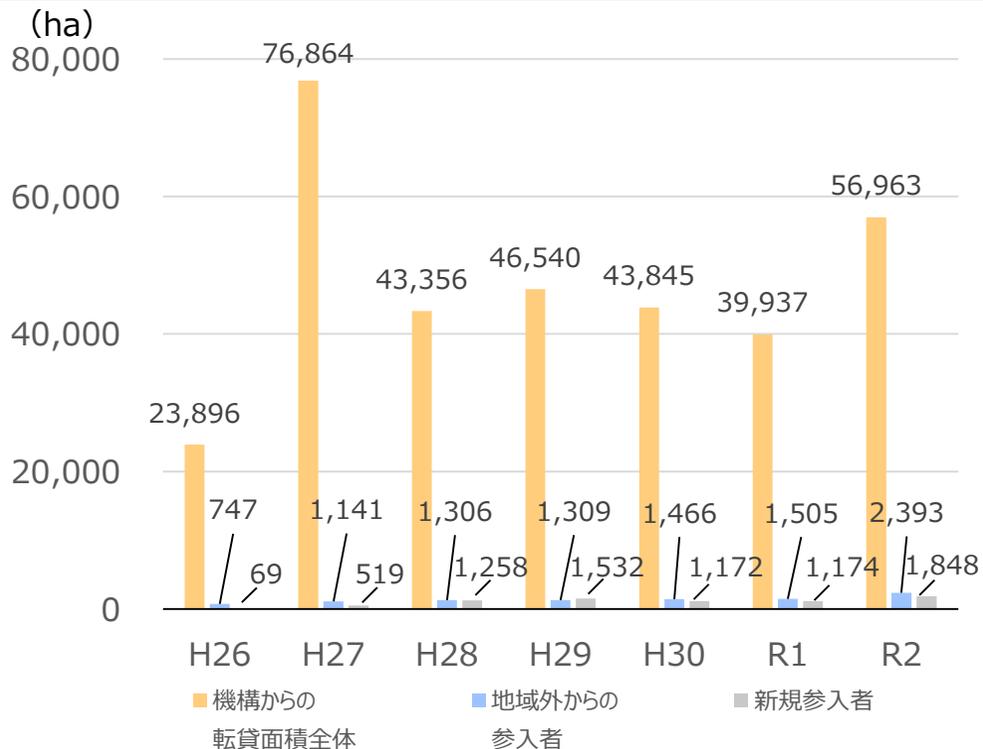
既に実質化されている地区 地区数：18,826 (農地面積：180万ha)	実質化に取り組む地区 地区数：48,790 (農地面積：212万ha)
67,616地区 (392万ha)	

(注) 上記の取組状況における農地面積は、市町村の報告ベースであり、「耕地及び作付面積統計」による耕地面積とは必ずしも一致しない。

農地バンクの課題②

- 農地バンクを介した農地の転貸先を見ると、地域内の農家が中心となっている。農業従事者の高齢化やその減少を踏まえれば、さらに担い手への農地の集積・集約を進めるためには、地域外からの参入者や新規参入者を増やしていくことも重要。
- また、地域において、農地所有者（農地の出し手）や担い手農業者（農地の受け手）にとっての農地バンクの認知度は依然として低い状況。農地バンクがより積極的に、地域におけるコーディネート機能を果たすことが求められる。

1. 機構からの転貸先の状況



(出所) 農林水産省「農地中間管理機構の実績等に関する資料（平成27年度～令和2年度）」

(注1) 「地域」とは、借受希望者の募集を行った区域をいう。

(注2) 「新規参入」とは、機構から農地が転貸されることにより、はじめて経営する農地の権利を取得した個人又は法人のことをいう。

2. 農地バンクに関する担い手に対するアンケート（令和2年度）

【Q. あなたの地域の担い手以外の農地所有者（出し手）は、農地バンクを認識していますか。】

選択肢	① 認識している	② ある程度認識しているが、まだPRが必要	③ ほとんど認識していない	④ わからない
割合	9%	31%	49%	11%

【Q. あなたやあなたの地域の担い手農業者（受け手）は、農地バンクを認識していますか。】

選択肢	① 認識している	② ある程度認識しているが、まだPRが必要	③ ほとんど認識していない	④ わからない
割合	33%	38%	21%	7%

【Q. 農地バンクが一層効果的・効率的に機能するためには、何が必要ですか。（複数回答可）】

選択肢	① 農地バンクの役員体制の見直し	② 現場のコーディネート活動の強化	③ 関係機関（農業委員会等）との連携の強化	④ 実質化した人・農地プランの作成	⑤ 農地の出し手に対するPR	⑥ 地域の担い手の確保・育成
割合	12%	37%	56%	23%	44%	38%

(出所) 農林水産省「農地中間管理機構の実績等に関する資料（令和2年度版）」

1. 米政策のあり方について

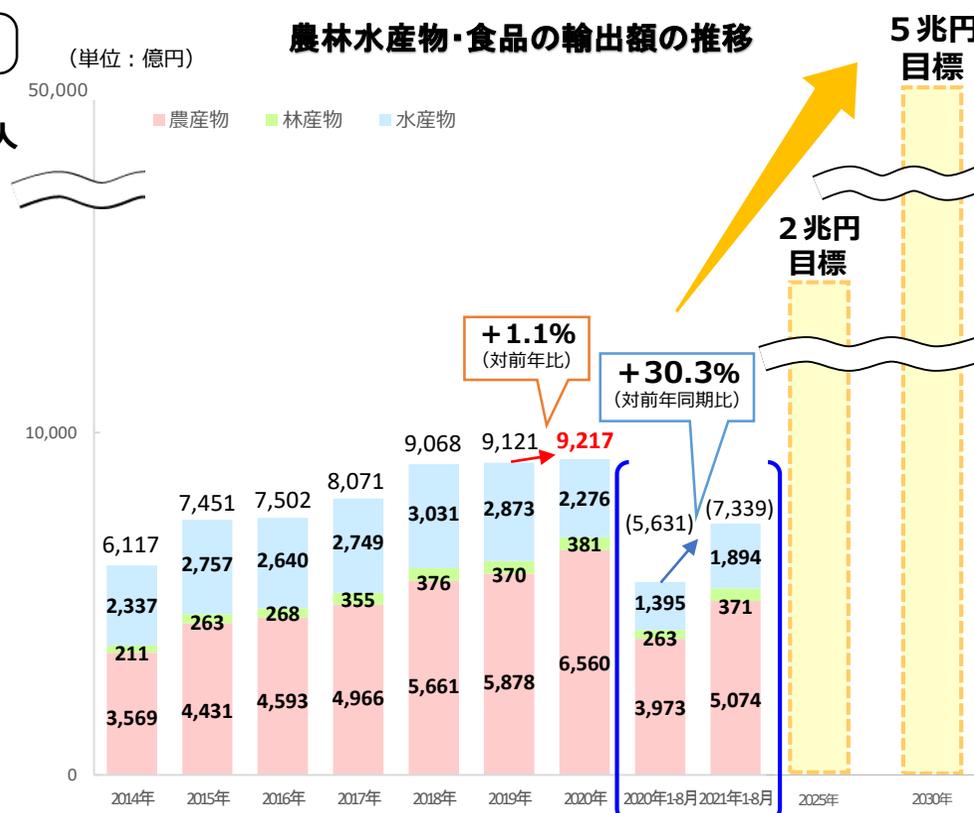
2. 農地の集積・集約による生産性の向上について

3. 農林水産物・食品の輸出拡大について

国内外の市場の変化と輸出拡大の重要性

- 人口減少や高齢化に伴い、国内の市場規模は縮小の可能性。一方、世界の農産物マーケットは拡大する可能性。
- 国内外の市場構造の変化を踏まえ、農林水産業の国際競争力を強化し、輸出産業への成長を目指すことが重要。
- 政府として、農林水産物・食品の輸出額を「2025年に2兆円、2030年に5兆円」とする目標を掲げ、取組を推進。

国内	1990年	2020年	▲ 20%	2050年
人口	1億2,361万人	1億2,586万人		1億1,900万人
高齢化率 (65歳以上の割合)	12.1%	28.7%		
飲食料の マーケット規模	72兆円	84兆円 (2015年)	国内市場は 縮小の可能性	
農業 総産出額	11.5兆円	8.9兆円 (2019年)		
世界			+ 30%	
人口	53億人	78億人		98億人
飲食料の マーケット規模 (主要国)	-	890兆円 (2015年)		1,360兆円 (2030年)
農産物 貿易額	4,400億ドル (約42兆円) (1995年)	1兆4,000億ドル (約136兆円) (2013年)		
				世界市場は 拡大の可能性



資料：財務省「貿易統計」を基に作成

- 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）（抄）
令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とすることを旨とする。
- 経済財政運営と改革の基本方針2020・成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）（抄）
2025年に2兆円、2030年に5兆円とする新たな輸出額目標に向け、（後略）

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

- 「2025年2兆円、2030年5兆円」の目標に向け、2020年（令和2年）11月、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定。また、2021年（令和3年）5月、ヒアリング等を通じて明らかになった課題をフォローアップ。

戦略の趣旨

- 2025年2兆円・2030年5兆円目標の達成に向けて、国内市場向けに生産した製品の余剰品を海外に出すという「プロダクトアウト」の発想を転換し、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の製品を専門的・継続的に生産・販売する「マーケットイン」の取組強化を図る。

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組

- 輸出重点品目(27品目)と輸出目標の設定
- 重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化
- 生産から海外での販売に至る品目団体の組織化等

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- 効率的な輸出物流の構築による輸送コストの低減
- 加工食品輸出に必要な設備投資の促進
- 輸出を後押しする農林水産物・食品事業者の海外展開支援等

3. 政府一体となった輸出の障害の克服

- 政府一体となった海外の規制の緩和・撤廃に向けた取組
- 輸出証明書発行の電子化、民間機関を活用した迅速化
- 政府一体となった知的財産の保護・活用等

輸出拡大に向けた品目団体の組織化

- 輸出拡大にあたっては、個別の産地・企業や、国・自治体による活動では限界がある。他の先進国のように、主要な品目ごとに生産者・加工業者・輸出事業者を取り込んだ品目団体の組織化を促す必要。
- 諸外国では、品目団体が自主財源を確保し、海外向けプロモーション活動を展開。輸出拡大の推進力をつけている。

個別の産地・企業の限界

- ・ 輸出できる量・期間・産品が限定（大口の安定した輸出が困難）
- ・ 加工食品開発、輸出事業者等のステージの異なる連携が不足
- ・ 規制対応、ナショナルブランド作り等、全国レベルの取組に限界

国・地方自治体等の限界

- ・ 個別の企業の取引に入り込んだ支援が行いにくい
- ・ WTOルールにより、輸出補助金に該当する支援ができない

輸出先進国の取組例

米国

品目別団体がチェックオフも活用して活動財源を確保。農務省は主要消費国に貿易事務所を設置し、市場情報の収集等を通じて品目別団体の活動を支援。

乳製品、牛肉、豚肉、大豆など22の品目
団体が法律に基づくチェックオフを実施

品目別団体

- ・ 生産者から輸出事業者までを組織化
- ・ 生産から輸出までを一体的にサポート

米国農務省

- ・ 品目団体の活動を財政支援
- ・ 法律に基づくチェックオフ制度の監査等の実施

海外市場

品目別団体海外事務所

- ・ 海外消費者向け情報提供
- ・ 小売店と協力した販売促進 等

米国農産物貿易事務所(ATO)

- ・ 市場の情報収集
- ・ 米国食品展の開催 等

ルウエー

貿易・産業・漁業省所管のルウエー水産物審議会（NSC）が、水産物輸出に課される課徴金を財源として水産物輸出を推進。

NSCの財源は、法律に基づき水産物輸出業者に課される課徴金

ルウエー水産物審議会（NSC）

- ・ 魚種別国別の戦略の策定
- ・ ルウエー産水産物イメージ向上のためのマーケティング等（ブランディング、統一規格、品質・物流管理等）

海外市場

NSC海外事務所

- ・ 市場の情報収集
- ・ 現地商流拡大の支援
- ・ 展示会の開催
- ・ 講演、セミナー開催 等